

令和4年度 新規就農者向け各市町の支援策

市町名	支援分野	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	人数	担当・電話番号
大津市	営農費用助成	新規就農経営開始資金	①市内において独立・自営就農を行う者であること ②独立・自営就農時の年齢が、50歳以上55歳未満であること ③農業経営者となることについての強い意欲を有していること ※その他、要件有り	経営の不安定な経営開始直後の新規就農者であって、農業経営開始資金の交付の対象とならないものに対して、就業意欲を喚起し、就業後の経営の確立を図ることを目的として新規就農経営開始資金を交付する。 補助額：最初の年は1年につき500,000円。2年目以降は交付期間1年につき6,000,000円から前年の世帯全体の所得を減じた額に5分の3を乗じて得た額。	随時	制限なし	農林水産課 077-528-2757
守山市	研修制度 営農費用助成	モリヤマメロン新規就農者育成支援	・新たにモリヤマメロンの生産を行う農業者 ・JALレック滋賀農業協同組合	①メロントレーニングハウス事業 ・JAが所有するメロントレーニングハウスでモリヤマメロンを生産する農業者に対し、年間4万円補助(補助率1/2以内)。補助回数は連続して2回まで。 ・生産技術を指導するモリヤマメロン部会員に支払う指導料に対し、最大15万円補助(1時間当たり750円以内)。 ②独立経営開始型農業者支援事業 ・トレーニングハウス以外の場所でモリヤマメロンを新たに生産しようとする農業者に対し、3年間で最大150万円補助(補助率1/2以内) ・生産技術を指導するモリヤマメロン部会員または部会員と同等の生産技術を有する者に支払う指導料に対して最大6万3千円補助(1時間当たり1,500円以内)	随時	-	農政課 077-582-1130
	研修制度 営農費用助成	守山産野菜新規就農者育成支援	・新たに守山産野菜の生産を行う農業者 ・JALレック滋賀農業協同組合	①トレーニングハウス事業 ・JAが所有するメロントレーニングハウスで野菜を生産する農業者に対し、年間4万円補助(補助率1/2以内)。補助回数は連続して2回まで。 ・JAが指定する生産技術指導者に支払う指導料に対し、最大15万円補助(1時間当たり750円以内)。 ②独立経営開始型農業者支援事業 ・トレーニングハウス事業を終えて、生産技術を学んだ野菜をトレーニングハウス以外で生産する者に対し、年間最大50万円補助(補助率1/2以内)。補助回数は連続して3回まで。	随時	-	
栗東市	研修制度	チャレンジ農業塾	①果樹・野菜・花卉づくりを始めた方 ②栗東市内の直売所や市場に出荷してみたい方 ③農地有効活用をしたい方	講義による基礎知識習得およびそれぞれの圃場・ハウス施設での現地指導や収穫の方法、出荷の仕方など	毎年6月頃	-	農林課 077-551-0124
甲賀市	営農費用助成	新規就農者支援事業	甲賀市青年等就業計画認定要綱(平成27年甲賀市告示第9号)第6条の承認を受けた認定就農者(50歳以上65歳未満)	経営の不安定な経営開始直後の新規就農者であって、農業次世代人材投資資金の交付の対象とならないものに対して、就業後の経営の確立を図ることを目的として500千円を交付する。	随時	予算の範囲内	農業振興課 0748-69-2192
	営農費用助成	女性新規就農者支援事業	甲賀市青年等就業計画認定要綱(平成27年甲賀市告示第9号)第6条の承認を受けた女性の認定就農者	女性の農業への参画を支援 新規就農の認定を受けた女性新規就農者に経営安定を目的として500千円/年を交付する。(ただし、就業後に経営を継続する3年間に限る。)	随時	予算の範囲内	
東近江市	就農マッチング	新規就農マッチング事業	市内のうち、愛東・湖東地域で就農を希望する者	地元のNPO法人(愛のまちエコ倶楽部)と連携し、非農家や市外出身の就農希望者に、後継者を求める農家や集落を紹介。 農地、施設・機械、住居(空き家)のマッチング、技術研修(果樹の場合)を行い、新規参入や第三者継承を支援。	随時	制限なし	
	営農費用助成	次世代担い手確保・育成支援事業(独立新規就農助成)補助金	市内に居住し、市内で農業を営んでいる。 ①認定新規就農者 ②東近江市地域おこし協力隊の隊員 ③構成員の半数以上が45歳以下である新規の農業生産法人	①農産物の生産及び出荷を目的とする新たな機械等の購入 ②耕作をされていない空きハウスの修繕又は経営を継承された果樹園の棚等の修繕 ③更なる経営発展のため6次産業化に必要な加工用機材の導入 【補助率等】 ①1/3以内、上限2,000千円 ②1/3以内、上限1,000千円 ③1/3以内、上限500千円	随時	若干名(予算の範囲内)	農業水産課 0748-24-5561 http://www.city.higashio-mi.shiga.jp
竜王町	営農費用助成	魅力ある農業の創出事業(青年就農者に対する支援)	独立自営就農時の年齢が50歳未満で、平成26年4月以降に独立自営就農し、人・農地プランにおいて中心となる経営体に位置付けられた者	青年就農者の新規作物または新技術導入に対する支援	2月末まで	-	農業振興課 0748-58-3706 http://www.town.ryuoh.s-higa.jp/
愛荘町	営農費用助成	パイプハウス設置補助	町内で施設野菜等の栽培に取り組む農業者(ただし、生産した作物を販売することが条件)	補助対象 パイプハウスおよび付帯設備(換気装置、少量土壌培地耕、自動給水施設等)にかかる費用補助率 補助対象事業経費の1/3以内(限度額50万円)	例年5月頃(予算に達するまで募集期間延長あり)	予算の範囲内	農林振興課 0749-37-8051
甲良町	営農費用助成	こうら農業施設等条件整備補助金	町内で就農を希望する者	ビニールハウス等農業施設の新設に要する経費に対し補助金を交付	随時	若干名(予算の範囲内)	産業課 0749-38-5069

令和4年度 新規就農者向け各市町の支援策

市町名	支援分野	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	人数	担当・電話番号
長浜市	研修費用助成 営農費用助成 農地取得支援 住宅取得支援	新規就農者支援事業(新規就農支援事業)	5か年の就業計画書を提出した者で、次の要件を全て満たす者ア. 基準日(補助金の交付を受けようとする年度の4月1日)において市内に住所を有し、かつ市内で独立・自営就農する者(経営継承者を含む。)で、独立・自営就農時の年齢が55歳未満であること。イ. 農業従事日数が年間150日以上見込まれること。ウ. 農業経営開始日から5年以内であること。エ. 補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料(税)に未納がないこと。	新規就農に係る必要な経費で次に掲げる経費への助成 (1) 研修に係る経費(旅費、負担金、教材費等) (2) 生産に係る経費(小作料、農業用資材、経理用備品等) (3) 生活に係る経費(家賃) [補助率等] 対象経費の2分の1以内とし、1人当たりの補助上限額は150万円(1会計年度当たり50万円を上限)で、助成期間は3年を限度とする。ただし、経営開始型農業次世代人材投資資金に係る計画承認を受けている者の補助上限額は、次に定めるとおりとする。 (1) 3年度目の交付決定までに計画承認を受けていない場合 150万円 (2) 2年度目の交付決定までに計画承認を受けていない場合 75万円又は1年度目の交付額と2年度目の交付決定額の合計額のどちらか高い方の額 (3) 2年度目の交付決定までに計画承認を受けている場合 75万円	随時	予算の範囲内	
	研修費用助成	新規就農者支援事業(農業法人等後継者育成事業)	農業法人の被雇用者(正規社員)及び役員又は法人化を目指す兼務営農組織の構成員で、補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料(税)に未納がない者。	農業の基礎及び専門的な技術を習得するために必要な経費や農業法人等に従事する上で必要な資格を取得するための経費で次に掲げるもの。ただし、食糧費(飲食に係る経費)、旅費、通信教育、受講や試験を伴わない参考図書等の購入は補助対象外とする。 (1) 授業料及び授業テキスト代 (2) 資格取得に係る受験料 [補助率等] 対象経費の3分の1以内とする。ただし、1人当たり3万3千円を上限とする。	随時	予算の範囲内	農業振興課 0749-65-6522 https://www.city.nagahama.lg.jp/000002281.htm
	研修受入農家に対する助成	新規就農者支援事業(農業実践研修事業)	就業研修生を受け入れる市内の認定農業者で、補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料(税)に未納がない者。	実践研修を中心に年間研修プログラムを作成し、農業の基礎及び専門的な技術を習得するために必要な経費で次に掲げるもの。ただし、食糧費(飲食に係る経費)及び事務用消耗品費は、補助対象外とする。 (1) 研修生に係る経費 (2) 実践研修の実施に係る経費 (3) 実践研修農場の設置に係る経費 [補助率等] 対象経費の2分の1以内とする。ただし、1人当たり20万円を上限とし、助成期間は、最初に交付決定を受けた年度から起算して2年を限度とする。	随時	予算の範囲内	
米原市	研修費用助成 営農費用助成 農地取得支援 住宅取得支援	新規就農者等支援費補助金	・市内に居住し、市内で農業経営の基盤を取得し、農業経営を始めようとする18歳以上55歳未満の者(区分:新規就農志向者、新規就農者、独立就農者) ・認定農業者、認定就農者または市の新規就農者等の認定を受けた者 ・就業時における農業従事日数が年間150日以上見込まれること ・米原市の基本構想に掲げられた目標に向けて、就業後5年以上農業経営を行うことが見込まれること	[補助金額] 月額3万円×36か月(1人1回限り) [補助対象経費] 進学経費、研修に係る経費、就業の準備および生産に係る経費、農用地・農業用施設および農業機械等の取得および賃借に係る経費、その他農業経営の確立および改善に必要な経費	随時	予算の範囲内	
	研修費用助成 営農費用助成 研修受入農家に対する助成	新規就農希望者等受入支援事業補助金	○新規就農希望者 ・市内で新規就農を希望する者で、農業経営を開始していない者 ・研修開始時に18歳以上50歳未満である者 ・新規就農者等支援費補助金および農業次世代人材投資資金の交付を受けていないこと ○農業法人等 ・年間150日以上農業を営むものである者 ・市内の農業法人、市内の特定農業団体、市内で10年以上農業経営を行い、市長が特に認めた団体 ・事前に、研修受入事業に係る研修メニュー計画書を市長に提出し、適当であると認められた農業法人等	○研修受入事業 1 研修メニュー取組事業 [補助金額] 1メニュー当たり5万円以内(定額) [補助対象経費] 研修生に対して技術・経営ノウハウ等を習得させるために行う研修経費、農業研修に要する謝金、図書教材費、農業資材費等で市長が適当と認めるもの 2 研修生受入事業 [補助金額] 研修生1人当たり月額6,500円 [補助対象経費] 農業研修に要する研修生の日当	随時	予算の範囲内	農政商工課 0749-53-5141 https://www.city.maibara.lg.jp
高島市	営農費用助成	たかしま野菜等生産拡大事業	市内で就農を希望する者	(1) バイブハウスの整備 ①1棟50㎡以上のバイブハウスを新たに整備し、栽培規模を拡大する場合、費用の一部を補助 ②ハウス内で少量土壌培地耕等の先進技術を導入する場合、費用の一部を補助 ・補助率・・・総事業費における自己負担額の1/2以内(補助上限額①3,750円/㎡、②2,500円/㎡、限度額150万円) (2) 果樹の新植・改植 1カ所5アール以上の果樹全般の新植または改植を行う場合、費用の一部を補助 ・補助率・・・総事業費における自己負担額の1/3以内(補助上限額100円/㎡)	随時	予算の範囲内	農業政策課 0740-25-8511 nousei@city.takashima.lg.jp
	住宅取得支援	空き家紹介システム	市内に移住・定住を希望する者		随時	—	市民協働課 0740-25-8526 kyoudou@city.takashima.lg.jp
	農地取得支援	空き家に付随した農地の取得にかかる下限面積の引き下げ	市内に移住・定住を希望する者	農地法特例による緩和措置により空き家に付随する農地(0.01a以上)についても空き家と併せて所有権移転を行えるようになった。	随時	—	農業委員会事務局 0740-25-8513 noi@city.takashima.lg.jp